

# 西宮市生涯学習推進本部設置要綱

(設置目的)

**第1条** 本市における生涯学習社会を基盤とする持続可能な地域社会の実現と、生涯学習（学校教育または社会教育の中で行われるものを含む。以下同じ。）の一層の推進に向け、市内の生涯学習関係部局の情報共有と連携強化を図り、生涯学習施策を円滑かつ効果的に推進するため、西宮市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所管事務)

**第2条** 推進本部は、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 生涯学習に関する諸施策の協議及び総合調整に関すること。
- (2) 生涯学習推進計画の策定及び実施に関すること。
- (3) 生涯学習関連施設の在り方の検討に関すること。
- (4) 生涯学習を通じた地域人材の育成に関すること。
- (5) 生涯学習施策とコミュニティ施策の連携推進に関すること。
- (6) その他、前条の目的達成に必要と認められること。

(組織)

**第3条** 推進本部は、次に掲げる本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- (1) 本部長は、市長をもって充てる。
- (2) 副本部長は、教育長をもって充てる。
- (3) 本部員は、副市長及び別表第1の職員をもって充てる。

(本部会議)

**第4条** 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

**第5条** 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に西宮市生涯学習推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、第2条各号に掲げる事項に係る課題の整理及びその解決に向けた実務的な整理を行うものとする。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。
- 4 幹事長は北田副市長、副幹事長は岩崎副市長、幹事は別表第2に掲げる職員をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 6 幹事会は、第3号の構成員の他、必要に応じて幹事長が指名する職員を構成員とすることができる。

(作業部会)

**第6条** 幹事会は、第2条各号に掲げる事項について調査、検討等を行わせるため、作業部会を設けることができる。

- 2 作業部会は、職員のうちから幹事長が指名する者をもって組織する。
- 3 作業部会は、調査、検討等の結果を幹事会へ報告するものとする。

(庶務)

**第7条** 推進本部及び幹事会の庶務は、産業文化局生涯学習部生涯学習企画課が処理する。

(細則)

**第8条** この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長及び副会長が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

### 別表第1 (第3条関係)

政策局長  
総務局長  
危機管理監  
財務局長  
市民局長  
産業文化局長  
健康福祉局長  
こども支援局長  
環境局長  
都市局長  
土木局長  
消防局長  
上下水道局次長  
教育次長 (行政職)  
教育次長 (教育職)

### 別表第2 (第5条関係)

政策局長  
総務局長  
危機管理監  
市民局長  
産業文化局長  
健康福祉局長  
環境局長  
教育次長 (行政職)  
市民総括室長  
産業文化局参与  
生涯学習部長  
福祉総括室長  
環境総括室長